

默示による包括的同意について

個人情報保護法において「あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない」とされていますが、被保険者等にとって利益となるもの、または組合の負担が膨大である上明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合は同意を得られたものとしてよいもの（健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス－個人情報保護委員会及び厚生労働省）とされております。

当組合においては、以下の事項について默示による包括的な同意を得たものとして取り扱いさせていただきます。同意されない場合には健康保険組合までお申し出ください。

1. 高額療養費を本人の申請に基づかず、医療機関からの診療報酬明細書から計算し、事業主経由で支給すること。
2. 付加給付を事業主経由で支給すること。
3. 現金給付（療養費、出産手当金、傷病手当金など）を事業主経由で支給すること。
4. 保健事業で行う補助金（人間ドック補助金など）を事業主経由で支給すること。
5. 医療費通知を世帯ごとにまとめて行うこと。

【お問い合わせ先】

トーエネック健康保険組合

TEL 052-219-1964